

議案第 83 号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 19 号中「第 34 号、第 36 号、第 40 号、第 42 号、第 44 号又は第 46 号」を「第 35 号、第 37 号、第 41 号、第 43 号、第 45 号又は第 47 号」に改め、同表中第 56 号を第 57 号とし、第 47 号から第 55 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 46 号中「建築基準法施行令第 81 条第 4 項」を「建築基準法第 20 条第 2 項」に改め、同号を同表第 47 号とし、同表第 45 号を同表第 46 号とし、同表第 44 号中「建築基準法施行令第 81 条第 4 項」を「建築基準法第 20 条第 2 項」に改め、同号を同表第 45 号とし、同表第 43 号を同表第 44 号とし、同表第 42 号中「建築基準法施行令第 81 条第 4 項」を「建築基準法第 20 条第 2 項」に改め、同号を同表第 43 号とし、同表第 41 号を同表第 42 号とし、同表第 40 号中「建築基準法施行令第 81 条第 4 項」を「建築基準法第 20 条第 2 項」に改め、同号を同表第 41 号とし、同表第 39 号中「第 41 号」を「第 42 号」に改め、同号を同表第 40 号とし、同表中第 38 号を第 39 号とし、第 37 号を第 38 号とし、同表第 36 号中「建築基準法施行令第 81 条第 4 項」を「建築基準法第 20 条第 2 項」に改め、同号を同表第 37 号とし、同表第 35 号を同表第 36 号とし、同表第 34 号中「建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 4 項」を「建築基準法第 20 条第 2 項」に、「第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イ」を「第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イ」に、「第 36 号、第 40 号、第 42 号、第 44 号及び第 46 号」を「第 37 号、第 41 号、第 43 号、第 45 号及び第 47 号」に改め、同号を同表第 35 号とし、同表第 33 号金額の欄ア中「第 35 号」を「第 36 号」に、「第 36 号」を「第 37 号」に改め、同欄イ中「第 35 号」を「第 36 号」に改め、同表中同号を第 34 号とし、第 24 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 23 号中「第 85 条第 4 項及び第 5 項」を「第 85 条第 5 項」に、「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同表第 24 号とし、同表第 22 号の次に次の 1 号を加える。

<p>23 建築基準法第 43条第2項第1 号の規定に基づく 建築の認定の申請 に対する審査</p>	<p>建築物の敷地と 道路との関係の 建築認定申請手 数料</p>	<p>1件につき 27,000円</p>
--	---	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年11月30日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～18 省略			1～18 省略		
19	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第35号、第37号、第41号、第43号、第45号又は第47号に規定する審査に係るものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	省略	19	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請(第34号、第36号、第40号、第42号、第44号又は第46号に規定する審査に係るものを除く。)又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	省略
20～22 省略			20～22 省略		

23 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 27,000円
24 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	省略
25 省略		
26 省略		
27 省略		
28 省略		
29 省略		
30 省略		
31 省略		
32 省略		
33 省略		
34 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第

23 建築基準法第85条第4項及び第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	省略
24 省略		
25 省略		
26 省略		
27 省略		
28 省略		
29 省略		
30 省略		
31 省略		
32 省略		
33 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第

87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)

81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第36号において同じ。)が提出された場合

(7) 省略

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの
の1件につき
き 13,000円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、13,000円を当該申請があった住戸の合計数(以下この号から第37号までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 省略

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第36号に

87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)

81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第35号において同じ。)が提出された場合

(7) 省略

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの
の1件につき
き 13,000円
(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、13,000円を当該申請があった住戸の合計数(以下この号から第36号までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 省略

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第35号に

		<p>おいて同じ。)の写しが提出された場合</p> <p>(7)～(4) 省略</p> <p>ウ 省略</p>			<p>おいて同じ。)の写しが提出された場合</p> <p>(7)～(4) 省略</p> <p>ウ 省略</p>
<p><u>3.5</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合について</p> <p>の審査の申出を伴う</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 省略</p> <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(第37</p>	<p><u>3.4</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p>	<p>建築基準関係規定の適合について</p> <p>の審査の申出を伴う</p> <p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>ア 省略</p> <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7) 省略</p> <p>(イ) 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(第36号、第</p>

号、第41号、
第43号、第
45号及び第
47号において
「大臣認定プロ
グラム」とい
う。)により行
われるもの 118,560円

40号、第42
号、第44号及
び第46号にお
いて「大臣認定
プログラム」
という。)に
より行われるも
の 118,560円

36 省略

37 長期優

建築基
準関係
規定の
適合に
ついて
の審査
の申出
を伴う
長期優
良住宅
建築等
計画変
更認定
申請手
数料

ア 省略
イ 構造計算適合性判定の実施の
申出を伴う場合 1件につき前
号金額の欄に定める額 (ア(イ) a
及びb、イ(イ)並びにウ(イ) a及び
bのただし書の部分を除く。)に、
第19号で定めるところにより
算定した金額及び構造計算適合
性判定を行おうとする1の建築
物(建築基準法第20条第2項の
規定により建築物の部分が別の
建築物とみなされる場合は、当該
建築物の部分)ごとに次の額を加
算して得た額(共同住宅等につい
ては、その金額を申請住戸数で除
して得た金額(その金額に100
円未満の端数があるときは、これ
を切り捨てる。))
(7)~(イ) 省略

良住宅の普
及の促進に
関する法律
第8条第1
項の規定に
基づく長期
優良住宅建
築等計画の
変更の認定
の申請に対
する審査
(同法第8
条第2項に
おいて準用
する同法第
6条第2項
の規定によ
る建築基準
法第6条第
1項に規定
する建築基
準関係規定
の適合につ
いての審査
の申出を伴

35 省略

36 長期優

建築基
準関係
規定の
適合に
ついて
の審査
の申出
を伴う
長期優
良住宅
建築等
計画変
更認定
申請手
数料

ア 省略
イ 構造計算適合性判定の実施の
申出を伴う場合 1件につき前
号金額の欄に定める額 (ア(イ) a
及びb、イ(イ)並びにウ(イ) a及び
bのただし書の部分を除く。)に、
第19号で定めるところにより
算定した金額及び構造計算適合
性判定を行おうとする1の建築
物(建築基準法施行令第81条第
4項の規定により建築物の部分
が別の建築物とみなされる場合
は、当該建築物の部分)ごとに次
の額を加算して得た額(共同住宅
等については、その金額を申請住
戸数で除して得た金額(その金額
に100円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てる。))
(7)~(イ) 省略

良住宅の普
及の促進に
関する法律
第8条第1
項の規定に
基づく長期
優良住宅建
築等計画の
変更の認定
の申請に対
する審査
(同法第8
条第2項に
おいて準用
する同法第
6条第2項
の規定によ
る建築基準
法第6条第
1項に規定
する建築基
準関係規定
の適合につ
いての審査
の申出を伴

う場合に限る。)		
38 省略		
39 省略		
40 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号及び第42号において「申請住戸数」という。)が1戸のもの 1件につき 5,000円 b~d 省略 (ウ) 省略 イ 省略
41 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1	建築基準関係規定の適合について	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定し

う場合に限る。)		
37 省略		
38 省略		
39 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号及び第41号において「申請住戸数」という。)が1戸のもの 1件につき 5,000円 b~d 省略 (ウ) 省略 イ 省略
40 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1	建築基準関係規定の適合について	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定し

<p>項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>	<p>の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>た金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（<u>建築基準法第20条第2項</u>の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略</p>	<p>項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>	<p>の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>た金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（<u>建築基準法施行令第81条第4項</u>の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略</p>
<p>4.2 省略</p>			<p>4.1 省略</p>		
<p>4.3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（<u>建築基準法第20条第2項</u>の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略</p>	<p>4.2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同</p>	<p>建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（<u>建築基準法施行令第81条第4項</u>の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(4) 省略</p>

法第54条
第2項の規
定による建
築基準法第
6条第1項
に規定する
建築基準関
係規定の適
合について
の審査の申
出を伴う場
合に限る。)

法第54条
第2項の規
定による建
築基準法第
6条第1項
に規定する
建築基準関
係規定の適
合について
の審査の申
出を伴う場
合に限る。)

4.4 省略

4.5 建築物	建築基 準関係	ア 省略
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合	規定の適合について の審査 の申出 を伴う 建築物 エネルギー消費性能 向上計 画認定 申請手 数料	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(i) 省略

4.3 省略

4.4 建築物	建築基 準関係	ア 省略
のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建	規定の適合について の審査 の申出 を伴う 建築物 エネルギー消費性能 向上計 画認定 申請手 数料	イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法施行令第81条第4項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額 (7)～(i) 省略

についての 審査の申出 を伴う場合 に限る。)		
4.6 省略		
4.7 建築物 のエネルギー消費性 能の向上に 関する法律 第31条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (同条第2 項において 準用する同 法第30条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合についての 審査の申 出を伴う場 合に限る。)	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1件につき前 号金額の欄に定める額に、第19 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする1の建築物(建築 基準法第20条第2項の規定に より建築物の部分が別の建築物 とみなされる場合は、当該建築物 の部分)ごとに次の額を加算して 得た額 (7)～(i) 省略
4.8 省略		

についての 審査の申出 を伴う場合 に限る。)		
4.5 省略		
4.6 建築物 のエネルギー消費性 能の向上に 関する法律 第31条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (同条第2 項において 準用する同 法第30条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合についての 審査の申 出を伴う場 合に限る。)	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料	ア 省略 イ 構造計算適合性判定の実施の 申出を伴う場合 1件につき前 号金額の欄に定める額に、第19 号で定めるところにより算定し た金額及び構造計算適合性判定 を行おうとする1の建築物(建築 基準法施行令第81条第4項の 規定により建築物の部分が別の 建築物とみなされる場合は、当該 建築物の部分)ごとに次の額を加 算して得た額 (7)～(i) 省略
4.7 省略		

<u>4 9</u> 省略
<u>5 0</u> 省略
<u>5 1</u> 省略
<u>5 2</u> 省略
<u>5 3</u> 省略
<u>5 4</u> 省略
<u>5 5</u> 省略
<u>5 6</u> 省略
<u>5 7</u> 省略

<u>4 8</u> 省略
<u>4 9</u> 省略
<u>5 0</u> 省略
<u>5 1</u> 省略
<u>5 2</u> 省略
<u>5 3</u> 省略
<u>5 4</u> 省略
<u>5 5</u> 省略
<u>5 6</u> 省略

第二條第三項に次の一号を加える。
六 宅配ボックス設置部分 百分の一

第八條の三第三項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同條第四項中「第一項第二号」を「同項第二号」に、「から第十四項まで及び第十六項」を「第十三項及び第十五項」に改める。

第十二條第十二項を削り、同條第十三項を同條第十二項とし、同條第十四項中「第九項又は第十二項」を「又は第九項」に改め、同項第二号中「第九項若しくは第十二項」を「若しくは第九項」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第十五項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十項本文若しくは第十二項」を「若しくは第十項本文」に、「第十項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十六項を同條第十五項とする。

第十三條第一項第三号中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ただし書中「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同項第四号中「前条第十四項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同條第二項中「前条第十五項」を「前条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第十四條第五項中「第十二條第十五項」を「第十二條第十四項」に、「同條第十六項」を「同條第十五項」に、「準用する」を「について準用する」に改める。

第十五條の二第二項第四号中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第六号中「第十二條第十四項第一号」を「第十二條第十三項第一号」に改める。

第十六條の二第二項中「第十二條第十四項第一号」を「第十二條第十三項第一号」に改める。

第十八條の三第二項及び第三項中「第十二條第十四項第二号」を「第十二條第十三項第二号」に改め、同條第五項中「第十四項から第十六項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「第十二條第十五項」を「第十二條第十四項」に、「第二十九條の二の五第一項第七号中」を「同項」に改める。

第二十八條の五第四項中「第十二條第十四項第二号」を「第十二條第十三項第二号」に改める。

第二十九條の二第二項中「第十二項及び第十三項」を「及び第十二項」に改める。

第二十九條の二の五第一項第七号中「第十二條第十五項」を「第十二條第十四項」に改め、同号八中「同條第十三項」を「同條第十二項」に改める。

第二十九條の三の二第三号中「第十二條第十四項第一号」を「第十二條第十三項第一号」に改める。

第三十五條の二の見出し中「緩和」を「適用除外等」に改め、同條第二項を同條第四項とし、同條第一項を同條第三項とし、同條に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第五十六條の二第二項ただし書の政令で定める位置は、同項ただし書の規定による許可を受けた際における敷地の区域とする。

法第五十六條の二第二項ただし書の政令で定める規模は、同項に規定する平均地盤面からの高さの水平面上、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模とする。

第三十六條の二第一号中「川等の空地若しくは水面又は」を「川その他の空地又は水面」に、「第十二條第十四項第一号」を「第十二條第十三項第一号」に改める。

第三十六條の二の十一第一号イ(1)中「第二十四條」を「第二十三條」に改め、同條第二号の表(一)の項中「第十四項及び第十六項」を「第十三項及び第十五項」に改める。

第三十七條の八第一号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等(法第五十二條第三項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。)」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同條第二号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等」を加え、「及び貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同條第三号中「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

第三十七條の十四第三号口中「第十二條第十四項第一号」を「第十二條第十三項第一号」に改める。

第三十七條の十九の見出し中「第二十四條等」を「第二十七條等」に改める。

第四十四條の四第一項第一号ただし書中「一」を「いずれかに」に、「その一端のみが他の道路に接続したもの」を「法第四十三條第三項第五号に規定する袋路状道路」に改め、同項第二号中「隅角をはさむ」を「隅角を挟む」に、「すみ切り」を「隅切り」に改め、同項第四号中「縦断勾配」を「横断勾配」に改め、同項第五号中「側溝」を「側溝」に改める。

第四十四條の五中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第四十五條第一項第二号イ中「第十二條第十四項第一号」を「第十二條第十三項第一号」に改め、同項第三号中「瓦」を「瓦」に改める。

第四十七條第一項中「又は第五項」を「第五項又は第六項」に改める。

第四十八條第二項第一号中「第八十五條第三項」を「第四十三條第二項第一号、法第八十五條第三項」に改め、同項第二号中「第四十三條第一項」を「第四十三條第二項第二号」に改める。

第四十九條第三項中「第三十五條の十二第二項」を「第三十五條の十二第四項」に改める。

宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正
第二条 次に掲げる政令の規定中「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第一号」に改め、「認定」の下に、「同法第五十七條の二第三項の規定による指定、同法」を「第四十三條第二項第一号」に改め、「認定」の下に、「同法第五十七條の二第三項の規定による指定」を加える。

一 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号) 第二条の五第二号

二 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号) 第七条第二号
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正)

第三条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第三号中「第八十五條第五項」の下に「又は第六項」を加える。

附則
(施行期日)
1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五十四号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年九月二十五日とする。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五十五号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項及び第三十四条第二項並びに同法第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三十六条、第五十六条の二第一項ただし書、第八十六条の七第一項、第九十二条、第九十七条の二第四項並びに第九十七条の六、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三条及び第三十六条、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十八条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第四号に次のように加える。

へ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう）を設ける部分（第三項第六号及び第三百三十七条の八において「宅配ボックス設置部分」という。）

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日
二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置) 第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第七條第一項ただし書
二 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五條の五

(自衛隊法の一部改正)

第七条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七百十五條の七中「建築基準法」を「建築基準法」に改め、規定を「の下に」「当該部隊等が建築物の用途を変更して他の用途の建築物として使用する場合における当該他の用途の建築物については同法第八十七條の三第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を、それぞれ」を加え、「同条第三項本文」を「同法第八十五條第三項本文」に改め、「平成十五年法律第七十九号」の下に「以下「事象対処法」という。」を、「おいても」との下に「同項本文及び同法第八十七條の三第三項本文中」を、「その許可」の下に「と、同項本文中「その用途の変更を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六條第二項若しくは事象対処法第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」を加える。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四百四十八條第二項中「第六十六條」を「第六十四條」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第九条 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第四号中「第八十五條第五項」の下に「又は第六項」を加える。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條第三項第四号中「第六十一條又は第六十二條第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建築率」に、「建ぺい率関係規定」を「建築率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建築率関係規定」に改め、同条第七項中「第六十一條又は第六十二條第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建築率関係規定」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第十一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「存続期間」を「存続期間等」に改める。

第八条の見出し中「存続期間」を「存続期間等」に改め、同条中「第八十五條第一項」の下に「若しくは第八十七條の三第一項」を加え、「同条第二項」を「同法第八十五條第二項若しくは第八十七條の三第二項」に、「同条第四項」を「同法第八十五條第四項又は第八十七條の三第四項」に、「当該被災者」を「当該被災者一」に、「存続させる」を「存続させ、又はその用途を変更して当該被災者の居住の用に供する住宅とした建築物を引き続き当該被災者の居住の用に供する住宅として使用する」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の許可」を「これらの規定による許可」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十二條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号を次のように改める。

八 耐火建築物等 建築基準法第五十三條第三項第一号イに規定する耐火建築物等をいう。
九 準耐火建築物等 建築基準法第五十三條第三項第一号ロに規定する準耐火建築物等をいう。

第五條第一項第二号並びに第四十五條第一項第二号及び第二項第一号中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改める。

第六十八條第一項第一号ロ中「第六十七條の三第一項」を「第六十七條第一項」に改め、同項第二号中「耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、「受けている」の下に「同法第二條第九号の二に規定する」を加え、「同法第二條第七号」を「同条第七号」に、「準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、同項第三号イ中「第六十七條の三第三項」を「第六十七條第三項」に、「建ぺい率」を「建築率」に改める。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第十三條 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九條の十七第三項中「第八十六條の八第一項」の下に「若しくは第八十七條の二第一項」を加え、同条第四項中「若しくは第八十六條の八第一項」を「第八十六條の八第一項若しくは第八十七條の二第一項」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第十四條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「について」の下に「建築基準法第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の収容施設等として使用する場合における当該臨時の収容施設等について、それぞれ」を加える。

参考

(抜 粋)

建築基準法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十七号

建築基準法の一部を改正する法律

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第十八條第二項に次のただし書を加える。

ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合（当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合に限り。）においては、この限りでない。

第二十三條中「次条」を削る。

第二十四條を削り、第二十四條の二を第二十四條とする。

第四十二條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「この章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章」に改め、同条第二項中「この章」を「都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八條の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章」に、「前項」を「同項」に改め、同項ただし書中「がけ地」を「崖地」に改める。

第四十三條第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第四十三條に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第一項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に必要の制限を付加することができる。

一 特殊建築物

二 階数が三以上である建築物

三 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物

四 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物

五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの（二戸建ての住宅を除く。）

第四十三條の二中「前条第二項に規定する」を「前条第三項各号のいずれかに該当する」に改める。

第四十五條第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第五十二條第三項中「以下この項」の下に「及び第六項」を、「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加え、同条第六項中「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加える。

第五十六條の二第一項ただし書中「場合」の下に「又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合」を加える。

第八十五條第三項中「存続しよう」を「存続させよう」に改め、同項ただし書中「存続する」を「存続させる」に改め、同条第五項中「類する仮設建築物」の下に「次項及び第一百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。」を加え、「替えて」を「代えて」に、「及び第三十五條の三」を「第三十五條の三及び第三十七條」に改め、同条に次の二項を加える。

6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならぬ。

第八十七條第二項中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改め、同条第三項中「第二十四條」を削り、「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。

第九十九條第一項第八号中、「第二十四條」を削り、同項第十五号中「第二十四條」を削る。

第一百一条第一項第八号中「又は第五項」を削り、同項第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 第八十五條第四項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて応急仮設建築物を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十 第八十五條第五項又は第六項の規定により特定行政庁が定めた期間を超えて仮設興行場等を存続させた場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第一百五條第一号中、「第二十四條」を削る。

第一百六條第一項第一号中「第十二條の三第三項」を「第十二條の三第四項（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第八十八條第一項」に改める。

第一百七條中「第四十三條第二項」を「第四十三條第三項」に改める。